

後期高齢者医療からのお知らせ！

## 平成 23 年度 後期高齢者医療制度の保険料が決定！

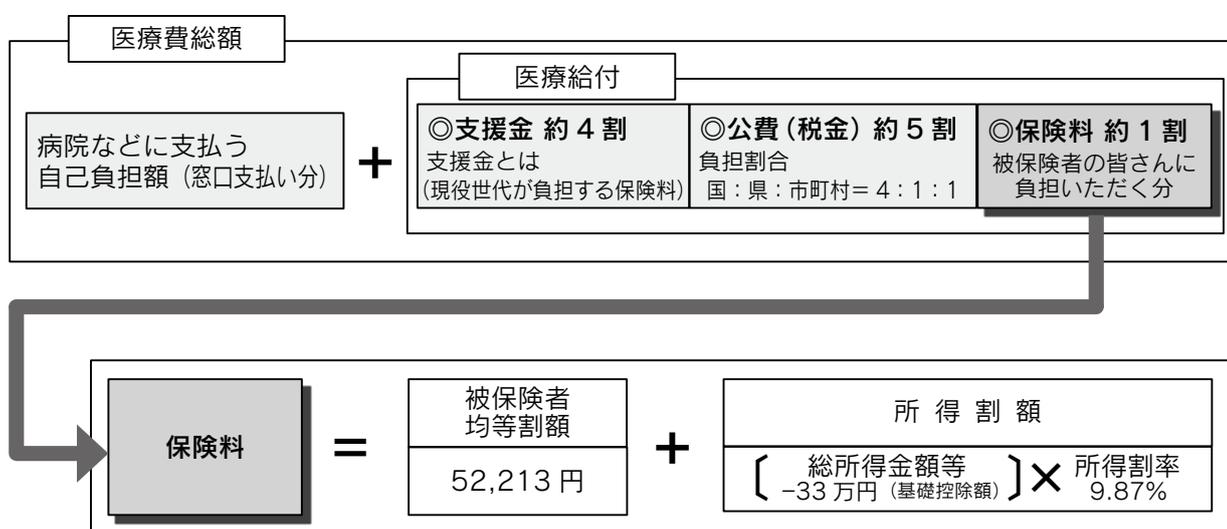
平成 22 年中の所得の届出に基づき、平成 23 年度の保険料額が決定しました。

7月中旬に被保険者の皆さんへ、平成 23 年度分後期高齢者医療保険料額決定通知書をお届けします。

### ●保険料は、平成 22 年中の所得金額と世帯<sup>(注 1)</sup>の状況を基に算定を行い、決定します。

注 1：「世帯」とは、平成 23 年 4 月 1 日時点の世帯（75 歳になる方、県外からの転入者等はその時点）を基準にしています。

### ●保険料の決まり方（計算方法）



- ・保険料は、県内同一の基準で算定されます。
- ・保険料は、被保険者の方一人一人にかかります。保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は、2 年ごとに見直されます。（次回は、平成 24 年に見直します。）
- ・保険料は、被保険者の方全員が負担する「被保険者均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。
- ・所得の少ない世帯に属する被保険者は、被保険者均等割額が軽減されます。

### ●保険料の軽減措置

平成 23 年 4 月 1 日時点での世帯の所得状況等に応じて、保険料の軽減措置が行われます。

※ 保険料、軽減措置の詳細については、7 月に送付予定の「平成 23 年度後期高齢者医療保険料決定額通知書」でご確認ください。

【問合先】 保険環境課 医療介護保険係

☎ 65・1097

